

○ふくおか県央環境広域施設組合会計規則

〔平成31年4月1日〕
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めるものを除くほか、ふくおか県央環境広域施設組合（以下「組合」という。）の会計に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(出納員)

第2条 会計管理者の事務を補助させるため出納員及びその他の会計職員を置く。

2 別表第1に掲げる職にある者を出納員とし、会計管理者の命を受けて、同表に定められた会計事務をつかさどる。

3 その他の会計職員は、現金取扱員及び会計員とし、上司の命を受けて会計事務をつかさどる。

(領収印)

第3条 出納員及び現金取扱員が現金（現金に代えて納付される証券を含む。）を収納したときに領収証に押印する領収印の名称、規格は、別表第2のとおりとする。

2 領収印のひな型は、別表第3のとおりとする。

(概算払)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第6号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる経費とする。ただし、概算をもって支払わなければ組合の事務の取扱いに支障を及ぼすものに限る。

(1) 損害賠償金

(2) R D F 処理委託費

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合長が特に必要と認める経費

(準用)

第5条 この規則に定めるもののほか、組合の会計に関する事務については、飯塚市の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設置箇所	出納員となるべき者	取扱事項	現金取扱員の設置
総務課	課長	1 ごみ処理手数料の収納 2 火葬料の収納 3 肥料代の収納 4 資源物売払収入の収納 5 不用品売払収入及び物品売払収入の収納 6 土地建物貸付収入の収納	置く

別表第2（第3条関係）

名称	ひな型	寸法(mm)
ふくおか県央環境広域施設組合出納員領収印	1	直径 24
ふくおか県央環境広域施設組合現金取扱員領収印	2	直径 24

別表第3 (第3条関係)



ひな型 1



ひな型 2